

DISCUSSION PAPER SERIES

Centre for New European Research

21st Century COE Programme, Hitotsubashi University

040

欧州経済共同体が日本に与えた影響について

－岸内閣期の「アジア開発基金構想」立案の背景要因

長谷川隼人

September 2008



<http://cner.law.hit-u.ac.jp>

Copyright Notice

Digital copies of this work may be made and distributed provided no charge is made and no alteration is made to the content. Reproduction in any other format with the exception of a single copy for private study requires the written permission of the author.

All enquiries to cs00350@srv.cc.hit-u.ac.jp

欧州経済共同体が日本に与えた影響について —岸内閣期の「アジア開発基金構想」立案の背景要因

一橋大学大学院法学研究科
博士課程 2年 長谷川隼人

はじめに

本論は、1950年代後半の欧州における欧州経済共同体（European Economic Community; EEC）の創設が東アジア、とりわけ日本にいかなる影響を及ぼしたのか、という問題設定のもとに議論を進める。1957年3月にEEC創設が決定されたという点に注目するため岸内閣期の外交政策を分析対象とする。

これまでの岸内閣期の外交政策についての先行研究の動向を大きく分類するとしたら2つに分けられであろう。まずは、党派的对立と外交政策を連関させるものである。もともと、自由民主党は旧民主党と旧自由党という二つの保守政党が合体してできた。吉田茂率いる旧自由党は、政権与党として憲法制定、日米安保条約交渉、そしてサンフランシスコ講和に関与してきた。他方で、岸信介などが率いる旧民主党は、野党として自由党の外交政策を「対米追従」外交であると批判してきた。通説ではこうした系譜を踏まえ、岸は「反吉田」勢力であるから、憲法改正、日米安保改定を模索し、外交政策も「反吉田」的な「対米自主」外交を展開したとの説明されてきた。また、岸内閣期は「外交三原則」の制定、すなわち、対東南アジア政策や、国連における積極的な関与を通して「外交の地平の拡大」をはかったと意義づける。すなわち、対米政策以外の分野にも外交の力点を移したことを指して、吉田期とは相対的に「対米自主」外交を展開したと説明しようとするものである¹。

次にあげられるのが、アジアか欧米かという図式と日本の外交政策を連関させるものである。こうした立場は、日本の朝野に連綿と続いてきた「アジア主義」を念頭におきつつ、戦後の日本外交の営為の中から、「アジア主義」的傾向を見出そうとする。したがって、対東南アジア政策や国連における中東問題に対する日本の政策などを「アジア外交」という呼称のもとに体系的に位置づけることを試みてきた²。「アジア外交」という言葉は、アジアか欧米かという図式を念頭においているために、結果的に、上述したような「対米自主」外交とコインの表裏として理解される。すなわち、「対米自主」の手段がすなわち「アジア外交」とイメージされることが多い。

以上のような先行研究の業績を踏まえつつも異なる立場からの議論を試みる。1950年代の日本にとって、党派的对立は確かに政局を揺るがす問題ではあったものの、外交路線をも大きく規定するものではないとの立場である。後述するように、この時期の外務省内は、

¹ 例えば、五百旗頭真『戦後日本外交史』（有斐閣）、五百旗頭真『日米関係史』（有斐閣）

² 例えば、権容爽「岸の東南アジア歴訪と『対米自主』外交」（『一橋論叢』123巻1号、2000）、権容爽「レバノン危機と『藤山外交』」（『一橋法学』第6巻、2007）

日本がいか「経済自立」をするかという点において一貫していた。こうした観点から、対中貿易拡大や対東南アジアへの経済進出をするという点は吉田も岸もコンセンサスがとれていたのである。したがって、より重要な問題は、主眼が対米自主か従属かにあるのではなく、日本が「経済自立」をするために、対米政策を始めとする国際環境をいかに利用するかに置かれていたということである。これら二つの研究動向は、総じて日本の国内の党派的对立や政治指導者のアジア主義的な志向性という要因を主としているために、アメリカの冷戦政策以外の国際要因が岸内閣期の外交政策形成に対してどのような影響を与えてきたのかという点に関する分析は薄い。

本論では、重要な国際的要因のひとつが後述していくように EEC の存在であると考え³。したがって、EEC の創設が日本にいかなる影響を及ぼしたのか、という問題設定のもとに議論を進める。岸内閣期は「アジア開発基金構想」の提示のように、戦後日本の外交史のなかでも積極的な対東南アジア外交を展開したり、レバノン問題においては親アラブの姿勢を見せたりと、確かに「アジア外交」を積極的に展開した時期として理解される。しかし、なぜこの時期に「アジア外交」が活発になったのであろうか。この点については、単に時の政治指導者に「アジア主義」というセンチメントがあったからというだけでは十分な説明にはならないであろう。本論では、後述するように、EEC の設立を日本の政治指導者を含め、とりわけ外務省がいかなる認識のもとで分析をしていたのか、という点に注目する。そして、これら認識と分析を考察しながら、岸をはじめ戦前からの政策エリートの間にもこうしたアジアへと再進出を図ろうとするセンチメント再燃させる過程を見たいと考える。すなわち、本論では EEC の存在が日本の対東南アジア政策の形成に影響を与えた大きな要因であると考えるのである⁴。

1、輸出か死か

大日本帝国がアジア・太平洋戦争において無残な敗北したことは、それまで日本を統治してきたエリートたちに、認識の上で大きな変化をもたらした。まず、満洲、朝鮮、台湾などのすべての「海外権益」を喪失し、そうした「海外権益」を支えるための軍事力を失ったという点である。次に、残ったのは過剰人口と狭小な国土だけであるとの点である。

³ こうした EEC 要因に触れた研究として保城広志「岸外交再評価の再構築－東南アジア開発基金構想の提唱と挫折」(『国際関係論研究』、第 17 号、2001、9)。この研究は、「経済外交懇談会」を重視するという点は本論と同じ視角であるが、議事録に踏み込み、政策に関与したもののたちの認識のレベルを詳細におってはいない。

⁴ こうした EEC 要因に触れた研究として、保城広志「岸外交再評価の再構築－東南アジア開発基金構想の提唱と挫折」(『国際関係論研究』、第 17 号、2001、9)。この研究は、「経済外交懇談会」を重視するという点は本論と同じ視角であるが、議事録に踏み込み、政策に関与したもののたちの認識のレベルを詳細におってはいない。また、当時の外務省が EEC をいかに捉えていたのかについても議論されているわけではない。

こうした認識は、日本が戦後世界において「存立繁栄」していくためにはどのようにいけばいいのかという課題を与えた⁵。岸信介は国民に向けて「われわれは戦争に敗れた結果として、われわれの領土や勢力圏を失った。そして4つの島に八千五百万という多数の人口を養ってゆかねばならない」、と訴えた⁶。また、元外務次官である下田武三は、当時の外務省の中でもこの問題について「深刻な問題として論じられた」、と述懐している⁷。この「深刻な問題」は、最終的には「原料(資源)、製品、資本、技術の交流が支障なく行われるならば、我が国の存立繁栄は十分可能であり、武力を背景としない平和外交でその道を切り開いていくほかはない、というコンセンサス」に落ち着いた⁸。戦後日本のエリートたちの間では、こうした加工貿易で外貨を獲得しながら「経済自立」をしていこうとする、いわゆる「貿易主義」を目指すとの考え方が共有されていた⁹。こうした認識と考え方は、1949年の公刊された初の通商白書の冒頭で、「輸出か死か」という言葉として国民に対してもアピールされた¹⁰。この認識は1950年代を通して持続していった¹¹。この認識のもと、「世界の各地にある資源へのアクセスの道を開き、またそれを国内で加工生産した製品の世界各地への販路を開き、以って我が経済再建への道」を再構築していくことが、「戦後初期の外交の役割」と位置づけられたのである¹²。すなわち、軍事力と海外権益を喪失した日本が存立していくためには世界から孤立できないとの考え、世界各国の市場に対して自由無差別・最恵国待遇のアクセスを望み、またそれを多数国間で保証しあうことを求めたのである。これは、世界恐慌に続く欧米列強の経済ブロック化—第三国に対する高関税と保護主義、に対する苦い教訓に基づくものであったと言えよう。このような目的を持った外交政策は「経済外交」と呼ばれ、1956年12月に外相となった岸が掲げた政策目標の一つでもあった¹³。岸外相は「経済外交」について「狭い国土から(日本の勢力が)外へ出て行く力」と

⁵ 戦後初期からの経済外交の展開については高瀬弘文『戦後日本の経済外交』(信山社、2008)を参考にした。

⁶ 岸信介「日本の生きる道」(東京日比谷公会堂における改造社主宰の時局講演 1953.10.23)

⁷ 下田武三「戦後初期の外交の役割」『日本外交30年—戦後の軌跡と展望 1952—1982』(外務省戦後外交史研究会編、1982年)

⁸ 下田、同上

⁹ こうした議論については、高瀬弘文『戦後日本の経済外交』、上掲

¹⁰ 1949年に発行された通商白書のはしがきにも同様に、『輸出か死か』は、今や英国民のみの合言葉ではない。われわれが今、国民各位に通商の現状を率直に訴えんとする所以もまたここにある、とある。

¹¹ 「あらゆる日本の経済政策にとって国際収支の均衡維持は瞬時とはいえども忽せに出来ない前提条件であり、『輸出か死か』のスローガンは英国以上に深く肝に銘じて置く必要がある」。作者不明「通商経済問題 最近の日本経済」、作成日不明、『アジア開発基金構想』、情報公開法、外務省情報公開室。おそらく、この史料は、1957年9月の藤山外相訪米に合わせて経済局にて作成されたものと思われる。

¹² 下田、上掲

¹³ 岸は、1957年7月まで外相兼任。以後は、1960年6月まで首相として政権の座についている。

表現している¹⁴。このように、1950年代の「経済外交」とは、日本が存立繁栄していくために、再び世界に対して膨張していくことを目的とする外交政策であったといえる。

したがって、戦後初期の日本の経済外交の具体的な目標は、第一に、世界の各地にある資源へのアクセスの道を回復するために、世界各国の市場に対する自由無差別・最恵国待遇を確保するという点におかれた。このアクセスの道を提供してくれると想定されたのが、「関税と貿易に関する一般協定(General Agreement of Tariff and Trade; GATT)」であった。後述するように、EECの発足を受け、日本はこうした「経済統合体」が「排他的、差別的なものとならぬようにするには、GATT等を通じ全世界的な立場でこれを阻止する以外には方法はなく、わが国としてはあらゆる機会をとらえてかかる主張を各国に訴えるべきである」としてGATTという枠組みを活用しながら、EECが排他的な共通市場とならないよう牽制しようとしたのである¹⁵。すなわち、日本はGATTを単に先進工業諸国市場への輸出伸張のためのみならず、日本が存立していくために自由貿易を擁護し、世界経済のブロック化を抑止する場としても捉えていたのである。1955年に日本の加入は実現するもののそれは条件付なものであった。イギリスやフランスなどを中心とする先進工業諸国は、第35条の対日適用を日本の加入条件としたからである¹⁶。第35条を対日適用することは、事実上、日本に対する差別的な待遇を維持することを意味した。そこで、経済局ではこれらGATT第35条の対日適用諸国と通商航海条約を締結することを通して撤回を模索していく。したがって、1950年代の日本の外交にとっての重要な懸案のひとつは、このGATT第35条の対日適用の撤回を求めることに置かれた。この懸案事項は、単に先進工業諸国市場への輸出伸張を図り「繁栄」を図るかという経済的利害のみならず、軍事力と「海外権益」なき戦後日本が世界のなかで「存立」できるのかどうかを左右する重要な問題であったのである。

2、経済統合は貿易拡大の機会か偏狭な地域主義か

外務省で経済外交を担うものたちが、上述したような認識を持っていたとするならば、1957年3月にEECの創設が決定されたことは想定内とはいえ少なからぬ衝撃を与えたと言える。経済局では、「共同市場6カ国の通商政策がともすれば排他的性格を帯びる傾向にある」と見ていた¹⁷。EECが域外諸国に対して排他的な共通通商政策を採るかもしれないとい

¹⁴ 加藤匡夫「経済と外交の今昔」、『日本外交30年—戦後の軌跡と展望1952—1982』(外務省戦後外交史研究会編、1982年)

¹⁵ 経済局「欧州の経済統合化に対するわが国の対策」1959年8月19日、情報公開法、外務省情報公開室

¹⁶ 第35条では、「a)両締約国が相互間の関税交渉を開始しておらず、かつb)両締約国間の一方が締約国となる時にそのいずれかの締約国がその適用に同意しない場合」、「この協定又はこの協定の第二条の規定はいずれかの締約国と他のいずれかの締約国との間には適用されないものとする」、と規定されている。

¹⁷ 経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、1959年8月19日、情報公開法、外務省情報公開室

うことは、GATT 第 35 条の対日適用に引き続き日本製品が EEC 域内市場から差別的に締め出されるという警戒感を呼んでいた。実際、1957 年 3 月、日本政府はこうした懸念を EEC 加盟国に対して申し入れした¹⁸。こうした事態により、GATT 第 35 条の対日適用撤回を EEC 加盟各国から取り付けるということが、ますます「焦眉の急」となった。しかし、当時、日本は欧州との間にそれほど大きな貿易関係があったわけではない。むしろ、「全般的にみて、欧州の経済的繁栄とその購買力の増大は、共同市場が保護主義的にならない限り日本にとって利益をもたらすにちがいない」という楽観的見解すらあった¹⁹。それにも関わらず、外務省では、EEC が「内向き」になることを執拗に警戒し、後述するようにイギリスをはじめ多国間を巻き込んだ「牽制」をしようとしていた。それはいかなる理由によるのだろうか。

まず、考えられるのが、将来的な経済的利害の得失を考慮したという点である。経済局では、将来的には EEC の「総合的経済力は米国をしのぐ強大なものとなる」と予測しており、したがって長期的に見れば、EEC は日本製品の圧倒的な輸出先であるアメリカ市場を相対化するのに有効である分析をしていたといえる²⁰。したがって、仮に EEC が将来「米国経済に匹敵し得る大規模な経済圏」に成長していったとしたら、そこに経済的に参入することは日本経済にとって大きなマイナスとなるばかりではなく、米国経済に大きく依存する貿易構造からも脱却が可能となると考えたのであろう。というのも、当時、日本政府としては将来的な日本の市場として、東南アジアをはじめとした発展途上国の開発を考えていたが、それには一国では負担できない巨額な資金と多大な時間が要すると考えられていたからである。こうした状況下で、日本は外貨獲得のための輸出先市場ばかりでなく、途上国の経済開発に必要な資本もアメリカに依存しなければならなかった。

そこで、「永い目で見た場合」、「積極的に産業家同志の密接な接触、企業及び技術の連携を通じ欧州諸国との経済的連携を強化してゆくことが肝要である」との方針がたてられた。そして、「欧州との貿易量の拡大を図る」ことを目指したのである²¹。そのために政府がすべきことが、「まずガット 35 条の援属撤回等対日差別待遇を廃止せしめること」であると同時に、「そのためにはわが国の側からする輸出体制の整備」を図ることであった²²。実際、1959 年には GATT の総会が東京で開催され、1960 年初頭には日本の貿易自由化大綱が発表されたように関税障壁の撤廃が内外にアピールされた。また、1959 年に最低賃金法が施行されたが、このように国内労働条件を改善していくことにより、従来、欧米諸国からの

¹⁸ 経済局「欧州共同市場と自由貿易地域との関係及びその将来の見透しについて英側の見解をただす件」1957 年 9 月 18 日、外務省外交記録、A'-0154

¹⁹ 萩原徹「欧州共同市場及び自由貿易地域の問題と日本(未定稿)」作成日不明、情報公開法、外務省行政文書

²⁰ 経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、上掲

²¹ 経済局では、すでに「米国は共同市場向け通常輸出縮減を見こして、6 カ国内に重工業・自動車工業、6 カ国現存産業等の分野で資本投下、さらに加えて 6 カ国現存産業等との資本技術提携を進めている」、ことに注目していた。経済局「欧州経済統合について」、上掲

²² 経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、上掲

されてきた「ソーシャル・ダンピング」との批判の緩和を図ったものと思われる。こうした国内体制の「改革」は、EEC を中心とする欧州地域へ日本製品が進出する前提であり「焦眉の急務」であると考えられていた。このように「輸出体制の整備」を推し進めながら早期に GATT 第 35 条の対日適用撤回を取り付けるべきとの対策が立てられたのである。岸首相は、1959 年にイギリス、フランス、西独、イタリア、オーストリアなどの西欧諸国に歴訪している²³。しかし、首相という多忙な政治日程のなかであえてこれら諸国を訪問することを決定した背景は、まず、EEC が排他的にならないようにと直接申し入れるという意味があったと考えられる²⁴。次に、将来的に西欧地域が「米国をしのぐ強大なものとなる」ことを見越し、日本にとっての米国一辺倒ではない新たな「経済的連携」先となることを期待して先鞭をつける意味をもっていただと考えられる。実際、当時駐カナダ大使をつとめ後に OECD 政府代表となる萩原徹は、「共同市場及び自由貿易地域の成立の機会に何等かの形で欧州経済と日本との新たな結び付きを考える必要はないか、むしろそのような西欧との政治関係を含めた大きな問題として持ち出して行く方がよい」と上申している²⁵。つまり 1959 年の岸首相の訪欧は、アメリカと同等の経済力を持つと予想された「欧州経済と日本との新たな結び付き」を模索するものであったと意義づけられる。

このように、将来的に「米国経済に匹敵し得る大規模な経済圏」となることが予想される EEC の動向は、日本だけに対する経済的利害のみならず、世界経済に及ぼす影響も大きいと考えられていた。外務省経済局は EEC を「通常の開税同盟の概念を超えた経済的な共同体である」と見ていた。つまり、EEC は単なる開税同盟に留ることなく、「共同体内部における労働力、役務及び資本の自由移動、社会・運輸・農業の共通政策の樹立、共通の金融機関の設立、市場外諸国への共通の通商政策の設定」をも目標に掲げ「極めて広い範囲の共同生活」を志向する超国家的な機構であると見ていた²⁶。さらに、当時、「仏、白、蘭、伊の海外領土の大部分（主としてアフリカ植民地）は、共同体と結合することになっており、そのため 6 カ国で 580 万ドル余りの海外領土開発資金の設立が定められている」と言われていた²⁷。完成までに「12 年乃至 15 年の過渡期間」がかかると予想してはいたものの、順調に進めば、「経済・社会の面について見る限り、現在の 6 カ国がその海外領土と共に新に単一の大国家を作る内容となっている」と見ていた²⁸。当時、フランスが主張するような

²³ 当初、岸はイギリスのみ訪問することを考えていたが、こうした情報を入手した西欧各国政府はその際に自国にも訪問することを招請し、こうした経緯のもとイギリス以外の西欧諸国を歴訪することになった。イギリス以外の諸国を歴訪した理由に儀礼的な側面もある。

²⁴ 続いて、岸総理はオーストリアにおいてラープ大統領と、西独ではアデナウアー首相やエアハルト副首相兼経済担当相、イタリアではセーニ首相など、ヴァチカンでは教皇ヨハネス 23 世、ダルディーニ国務長官、フランスではドブレ首相やド・ゴール大統領と会談を持った。

²⁵ 萩原徹「欧州共同市場及び自由貿易地域の問題と日本(未定稿)」作成日不明、情報公開法、外務省行政文書

²⁶ 経済局「欧州経済統合について」、1959 年 6 月 29 日

²⁷ 同上

²⁸ 同上

海外領土を共通市場に含めるという構想は、経済ブロック化を欧州以外にも拡散させる可能性をもっていた。つまり、この「単一の大国」が仮に域外諸国に対して高関税を維持し、保護主義的な政策をとったとしたならば、EEC 域外諸国も対抗的措置をとるかもしれないと予想できる。実際、欧州における経済統合計画以外にも、「北欧四カ国、中南米諸国及びアラブ諸国においてもそれぞれ共同市場計画を進めており、経済のコンパートメンタリゼーションは今や世界の流行になった感がある」と報告されていたのである²⁹。

また経済局では、「欧州諸国の貿易構造、国際政治情勢等からみて、何れは全西欧自由諸国を一丸とする経済統合体の実現が予想される」と判断していた。つまり、「全西欧自由諸国」を包括する巨大な地域的な経済統合体が誕生するということも念頭におきながら、「かかる統合が現在の 6 カ国共同体の如く排他的、差別的なものとならぬようにする」との対策を既に検討していた³⁰。仮に、排他的性格を維持し続けた EEC に他の西欧諸国が加入していったならば、それは全世界的な無差別、自由というガットの自由貿易体制を揺るがすかもしれない。岸や外務省としては、欧州を震源として世界経済の地域的単位による再編成が世界的に進んでいくと予想していた³¹。最悪のシナリオは、この再編成によって域外に対する高関税政策をとる排他的ブロックが形成されることであろう。こうした事態は、世界各国の市場に対する自由かつ無差別なアクセスによって日本の存立を考えているものにとっては死活問題である。したがって、イギリスをはじめ多国間を巻き込みながら EEC が内向きにならないように「牽制」することは、世界経済を GATT という枠組みのもと維持するという目的を持っていた。さらに、この「牽制」は EEC 域外国が保護主義的な経済的地域主義へと向かわないようにと釘を刺す意味があったと考えられる³²。

3、イギリスの存在

以上見てきたように、外務省は単に二カ国間での交渉のみならず、多国間で EEC が「内向き」にならないように牽制するという対処方針もたてていた。それは、「多かれ少なかれわが国と利害の一致する域外 OEEC 諸国、特に英国を中心とする小自由貿易地域 7 カ国をはじめ米国、カナダ、豪州等域外の主要貿易国と協力して、かかる排他的な動きを牽制す

²⁹ 「欧州共同市場及び自由貿易地域の ECAFE 諸国に対する影響」作成日不明、情報公開法、外務省行政文書

³⁰ 経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、上掲

³¹ 実際、岸は世界経済の地域化の動向に反応し世界の各地域を巡察する移動大使を設置した。

³² 日本政府はこうした世界経済のブロック化を警戒するメッセージを国連総会の場でも発信している。例えば藤山外相は、1959年9月17日の国連総会一般討論演説のなかで、「最近地域的な貿易取極の動きが見られますが、こうした経済統合によって地域内においては貿易の障害が除去されるわけであり、これは貿易拡大の見地から大いに注目に値するところであります。しかしながら、これらの経済統合は、万一偏狭な地域主義に墮して地域外諸国との間に摩擦を生ずるようなことがあれば、世界貿易拡大の見地から極めて遺憾なことであると考えます」、と演説している。

る」³³、というものであった。しかし、駐カナダ大使の萩原徹の上申によれば、「アメリカやカナダが欧州の経済的統合を支持し、促進しようとして居るのであり、ガットにおける本問題の取扱の如きについてもアメリカやカナダの態度がそうである以上、日本がガットの純理論的解釈論をふり廻してみても何もならないことは明白」であった³⁴。そこで、日本が注目したのがイギリスの去就である。というのも、イギリスは、「同じ欧州諸国内にあって英国は全世界に跨る英連邦諸国特に印度、香港の如き後進工業国の利益を代弁する立場」にあるのみならず、EECとは異なる立場から自由貿易地域(Free trade Area)構想を推進しようとしていたからである³⁵。

そこで外務省では西晴彦駐英大使を通して、上述した EEC 調印国に対する申し入れの覚書をライト英国外務次官補にも手交し日本の立場に同調することを求めたのである³⁶。この会談の際、西が確認したのが、当時、フランスが主張するような海外領土を共通市場に含めるという構想に対してイギリスは反対をするかどうかという点であり、イギリスは自らが進める自由貿易地域構想から海外領土を除外する意図をもっているか、という点であった³⁷。すなわち、日本は EEC の発展を GATT の理念の枠内で展開することを望んでいたのと同様に、イギリスが主導する自由貿易地域構想もそうであることを望んでいた³⁸。そして、EEC の加盟五カ国が、それぞれの海外領土を含めることは GATT の規約に反するのではないかということ GATT の議題として取り上げられることをイギリスに提案したのである。しかしながら、イギリス政府としては、自由貿易地域構想を進めている立場上、早急に日本に対して率直な見解を述べることは避けた³⁹。

岸は 1957 年 7 月の内閣改造の際、藤山愛一郎を自身の「子分」として起用する⁴⁰。藤山は、岸の日英関係を改善し強化するとの強い意向のもと 9 月に訪英をした⁴¹。外務省が藤山

³³ 外務省経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、上掲

³⁴ 萩原徹「欧州共同市場及び自由貿易地域の問題と日本(未定稿)」作成日不明、情報公開法、外務省行政文書

³⁵ 同上

³⁶ From Wright to Tokyo, April 15 1957, “Japan and the common market and free trade area” FO371/128342 The National Archives London

³⁷ *Ibid.*

³⁸ また、5 月 7 日には外務省経済局局長であった湯川盛夫も駐日イギリス大使とこの問題について会談をしている。From Harpham to A.J.Edden, May 10 1957, “European economic integration formation of Common Market and Free Trade Area” FO371/128344 The National Archives London

³⁹ From Wright to Tokyo, *op. cit.*

⁴⁰ 藤山外相起用にあたっては、従来は安保改定のために起用したと言われてきたが、岸が「経済外交」を重視していたという側面から見れば、やはり経済に見識があり、さらに財界とのパイプ役としても期待できるという点から藤山を起用したと見るべきであろう。ちなみに、「子分」との表現は、英国外務省が藤山を岸の“protégé”と評していたことに拠る。

⁴¹ 1957 年の夏、訪米中の岸は、ニューヨークにおいて西晴彦在英大使と会談する機会があった。岸は西に対して、「英国との関係を緊密にしていくことが肝要であると力説」したとされる。David Symon to P.F. de Zulueta, July 15, 1957 “Invitation to visit Japan” PREM11/2042, The National Archives London

訪英の際に懸案の一つとして取り上げていたの、欧州における経済統合問題をイギリスがどのように捉えているかを把握するという点であった⁴²。藤山はロイド(Selwyn Lloyd)外相との会談の際、EEC 問題に触れ、「趣旨として反対する理由はないが、共同市場が排他的にならないことを望む」と述べながら、イギリス側の感触を掴もうとした。この見解に対して、ロイドは、「保護的考え方の強いバーミンガムも賛成」しているということを強調しながら、「英国も同意見であり、共同市場は low tariff free trade area なるべきものとする。フランスと雖も同様の見解だと思う。又、それを確保するためにも自由貿易地域を伴うことが必要である」と答えたのである⁴³。つまり、ロイドは、日本が EEC という経済的地域主義に感情的に反発することないように釘を刺す一方で、万が一、EEC が排他的になるといけなから自ら自由貿易地域構想を進めていると伝えたのである。さらにロイドは、当時、日本側が発展途上諸国のための開発資金を先進自由主義国から引き出そうとしていたことを見越した上で、「更に、共同市場となれば、その資本蓄積力に期待出来る。この資本が未開発地域に流れれば、鉄のカーテンの外側の自由世界全体の利益になる」とも述べた⁴⁴。イギリスからしてみれば、EEC に過剰に反応した日本が、経済的理由のもとにして、中華人民共和国に対して接近していくことを避けたかったのであろう。実際、藤山外相訪英の関心事項は、GATT35 条の対日援用撤回問題とともに日本は中国貿易を拡大するための「政治的梃子」としてイギリスと提携していくことを確認することにおかれていた⁴⁵。

こうしたロイドの反応を確かめた上、外務省では GATT35 条援用撤回問題では何ら進展が見られなかったために、EEC に対する日英間の共通見解の一致という点を梃子として、EEC を牽制することを考えた。これは、EEC の排他的で差別的待遇を批判することを通して、暗に GATT35 条の対日適用国をも批判するという含意があった。こうして、「共同市場が排他的にならないことを望む」、という共同コミュニケを発表して内外にアピールすることを狙ったのである⁴⁶。しかし、「英大蔵省にて自由貿易地域交渉の機微なる折柄、右案のごとき表現は是非避けたし」、という「強い希望」があり、実際のコミュニケ本文は、ただ単に、欧州共同市場及び自由貿易地域につき意見を交換した」、という点に止まらざるを得なかった⁴⁷。このような日本側の模索は、1959 年の岸首相訪英の際も続けられた。この歴訪の目的は、岸の強い意向でもある両国首脳の合意のもと日英協力関係の指導原則」を樹

⁴² 経済局「欧州共同市場と自由貿易地域との関係及びその将来の見透しについて英側の見解をただす件」1957年9月18日、外務省外交記録、A'-0154

⁴³ 「藤山外相ロイド外相会談記録」、1957年9月20日、外務省外交記録、A'-0154

⁴⁴ 同上

⁴⁵ 「藤山大臣訪英対処方針（第二案）」1957年9月13日、外務省外交記録、A'-0154

⁴⁶ そもそも、コミュニケ日本側原案の第五項には、「地域的経済集団化(economic regionalism)が排他的ならざる」とあった。

⁴⁷ 西駐英大使発藤山大臣宛電信第1622号「藤山大臣訪英記録に関する件」、1957年12月22日、外務省外交記録、A'-0154、外務省外交史料館

立することにおかれていた⁴⁸。こうした日英協調路線のもとで懸案としてあげられたのが、GATT 第 35 条問題とともに EEC を排他的にさせないためにイギリスとともに連携していくことを確認するという点であった。この会談で、エモリー(Derick Heathcoat Amory) は欧州の経済統合は、「outward looking たるべきで、それが inward looking で protectionist 的なものであってはならない」と伝え、「現在のところは共同体が highly protectionist になる危険性は充分にあり、それら阻止すべき英国は孤立をもってしては如何ともしがたい状態にあるので、日本、米国、カナダと協力してかかる事態を是正したい。特に岸総理からワシントンの友人に対してもお口添え願えれば幸いである」それを防ぐためにも「日、カナダ、米が協力してかかる可能性を是背すべき」⁴⁹と述べたのである。ここにきてイギリス側からの申し出は、経済局によって練られた対処方針と一致したのである。さらに、イギリス側は GATT 第 35 条問題の援用撤回についても前向きな回答を与えた。このような点もあり、岸首相が訪英した際には、藤山が訪英した際のように、日中貿易拡大に対してイギリスの協力を求めるという姿勢は後退した⁵⁰。そして、イギリス側から米国、カナダなどと協力しながら EEC を牽制することが提案されたように、あくまでも日本が自由主義陣営という枠内において、通商貿易を拡大していくことが強調されたのである。

3、東南アジア経済共同体の夢

上述してきたように外務省を中心とする日本政府の主張とは逆に、世界経済の再編が GATT の枠を大きく逸脱するような「偏狭な地域主義」ものもとで行われるとしたならば、「多くの経済統合計画から取り残された唯一の地域に属する ECAFE 諸国としてもこれが対策を考える必要が生じてくる」と考えられていた⁵¹。そこで岸首相は財界人や経済通の政治家を集め「経済外交懇談会」を立ち上げた。岸首相は「世界にブロックという形成が出来て来たので日本は...(中略)...アメリカに対して、こうなったからには日本はまた生きていくためにどうしても東南アジアに出て行かなければならぬし、中共の問題も解決してもらわなければならぬ」と主張しなければならぬと考えていた⁵²。したがって、この懇談会は岸首相の東南アジア歴訪と訪米に焦点をあわせて当面の経済外交の指針について財界からア

⁴⁸ 在英大野大使発藤山外相宛電信 374 号、1959 年 5 月 5 日、A'-0148、外務省外交史料館

⁴⁹ 同上

⁵⁰ この時点にて、岸は中国と貿易はするが政治的に承認はせずという二つの中国政策を維持していたが、1958 年に日中貿易断絶された後の、冷却した日中関係について日本側から積極的に改善して行くことはしなかった。イギリスは中国と国交を持つ唯一の先進自由主義国であったから、仲介の労を頼むこともできたはずであるが、いわゆる「静観政策」を維持していた。

⁵¹ 「欧州共同市場及び自由貿易地域の ECAFE 諸国に対する影響」作成日不明、情報公開法、外務省行政文書

⁵² 『第一回経済外交懇談会議事要録』、1957 年 3 月 15 日、情報公開第 01226 号、外務省行政文書（外務省大臣官房総務課情報公開室）

ドバイスを得ると同時に政府からの協力を求めるという場であったといえる。実際に、第一回懇談会では、日本として世界経済の地域単位での再編成という潮流に対していかに対応していくのか、という点に議論の焦点がおかれていた。

例えば第一回懇談会では、当時経団連副会長であった植村甲午郎は、世界経済の中で日本が置かれる立場を、「丁度日本が欧州の共同市場加盟国と同じような発達程度にあって、そうして遠い所に取り残されたという形になる」と認識し、「実はわれわれとしてもそういうようなものが欲しい立場にある。それが取り残されたからこれからどうやって行くか研究して方策を編み出さなければならぬ」と主張した⁵³。鳩山内閣の通産大臣を務めていた高崎達之介も同様に「対策としてこれは日本が好むと好まざるとに拘らず実行されるものとして考えなければならぬ。日本としては取り残されては困る」と訴えた⁵⁴。そして日銀総裁の山際正道も「ソ連とアメリカ又その他の地域においても矢張りこういう方向（世界経済の地域化、注:筆者）に進むでしょう。これを思うと…(中略)…日本としてはどうしても東南アジアとの結びつきを考える必要がある」と主張した⁵⁵。このように、「欧州経済統合の動きに対抗し、わが国も東南アジア諸国との連携を図り、東南アジア地域の共同市場、関税同盟等を設けるべきであると主張」が大勢を占めていたのである⁵⁶。

先述したが、日本が GATT 第 35 条の対日適用の撤回を求める主たる理由は、先進工業諸国市場に対する販路を開くことであった。先進工業諸国との貿易はドルやポンド等の獲得する手段であると位置づけられており、こうした通貨を獲得することは日本の国際収支の安定化に寄与すると考えられていた。そして加工貿易をするためには発展途上国にある資源へのアクセスの道を開くことが肝要であった。しかし、日本にとって発展途上国は、単に資源供給地としてだけでなく、先進工業諸国に対しては輸出競争力が劣る重工業製品、すなわち、プラントなどの資本財の輸出相手としても位置づけられていた。敗戦を迎えるまでの日本は、こうした途上国としての役割を、「海外権益」と呼称するような朝鮮半島、台湾などの植民地や、満洲などの中国大陸に求めていた。戦後、敗戦によって寸断された経済的ネットワークの再構築の試みの一つが対中貿易である。しかし、この試みもアメリカの進める冷戦政策によって制限を余儀なくさせられる。また、南北に分断された朝鮮半島とも正常な国交回復交渉も難航していた。そこで、アメリカは日米経済協力の一環として東南アジアと経済関係を強化するという方向性を打ち出してきたのである。つまり、日本にとって東南アジア地域は、東アジア地域の経済的な代替としての意味をもってきたのである。しかしながら、1950年代後半になると、「懇談会」での発言を見る限り東南アジアへの経済進出は、単に輸出市場の拡大という経済的見地にとどまることなく、欧州経済統合の動きに対抗するという政治的側面が加味されるようになったということがわかる。つ

⁵³ 『第一回経済外交懇談会議事要録』、1957年3月15日、情報公開法、外務省情報公開室

⁵⁴ 同上

⁵⁵ 同上

⁵⁶ 経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、上掲

まり、日本を中心とする「アジア経済圏」を創出、すなわち「東南アジア経済共同体」をはっきりと意識するようになったのである。

しかし、外務省がこうした認識を公表することはなかった。なぜならば、第一に、「東南アジア経済共同体」の創設は短中期的目標にはならなかったからである。というのも、「現在のアジアの経済には欧州の如き共通の地盤が存在せず且つその貿易も相互補完的でないため域内より域外により多く依存して」いた⁵⁷。すなわち、当時、「アジア諸国のうち、カンボジア、ベトナム、タイおよび台湾を除く地域は、いずれも欧米諸国と特惠関係、或は EPU の決済機構を通じ密接な関係を持っている」ので、まずはこうした経済構造を変革していかなければならなかったのである⁵⁸。また、東南アジア各国がそれぞれにおこなっている産業政策を統一して域内分業ができるような構造にも変えていかなければならなかった。こうした構造を変えるのには多大な時間と資金が必要であると考えられていたため、短中期的目標には到底なり得なかったのである。

次にあげられるのが、東南アジア各国の反発を懸念していたかである。経済局では、「政治的にもまだそのような地域的な機構を創設するに必要な運命共同体的なもり上がりが見られないので如何な言形にせよアジアの経済的統合を近い将来において期待することは出来ない」と考えていた⁵⁹。問題は、この「運命共同体的なもり上がり」を見せるどころではなく、むしろ政治的には各国のナショナリズムが嫉視反目しあう状況にあったといえる。東南アジア各国は、長い植民地支配から抜け出したばかりであり、高崎の言を借りれば「偏屈的な民族意識」をもった諸国の集まりに過ぎなかったのである。こうした状況下において、日本が「各国の主権をある程度放棄する」提案をすることは、これから旧宗主国に依存する経済構造から脱却しようとする東南アジア各国の経済的ナショナリズムを逆撫でし、激しい反発を呼ぶことが容易に想定されたのである。したがって、高崎の言うように東南アジア地域においてを「経済共同体」を構築していくことは、あくまでも長期的な課題として考えられたのである。

以上のような理由から、外務省としては大々的に東南アジアに経済共同体をつくることを狙っているとは言明せず、むしろ時期尚早であるとの立場を崩さなかった。しかし、だからといって何等かのアクションを起こさなかったわけではない。むしろ、こうした長期的構想の一環として練られたのが岸外相の「アジア開発基金構想」であったといえる。この構想は、基金の運営組織として出資国である日、米、英などの先進自由主義国とインド、パキスタン、セイロンや東南アジア各国からなる国際機関が考えられていた。そして、各国代表からなる理事会にて、各国の開発計画に対する開発資金の割当を決定することが考えられていた。つまり、理事会でトップ・ダウン式に開発計画が進められることで、東南

⁵⁷ 経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、1959年8月19日、情報公開法、外務省情報公開室

⁵⁸ 「欧州共同市場及び自由貿易地域の ECAFE 諸国に対する影響」上掲

⁵⁹ 経済局「(部内参考用) 欧州の経済統合化に対するわが国の対策」、1959年8月19日、情報公開法、外務省情報公開室

アジア各国の産業政策を「相互補完的」なものとして、再編、指導していく狙いがあったと考えられる。また、各国が話し合いながら決定をしていくことにより、結果的に協力関係を生じ、「運命共同体的なもり上がり」を創り出す狙いがあったと考えられる。つまり、岸の「アジア開発基金構想」は、将来的なアジアの経済的統合を創設する際の基盤として構想されていたのである。こうして岸をはじめ外務省は、東南アジア経済開発のための多国間機構を設け、アメリカを巻き込んだマルチラテラルな基金方式でやっぺいこうの方針をたてた。この構想は、日本の長期的な対東南アジア政策の基盤と想定されたものであったといえる。しかしながら、アメリカは従来どおり、東南アジア経済開発を日・米・東南アジア各国というバイラテラルなプロジェクト方式でやっぺいこうとした。こうした方針の対立の要因はこの岸構想をめぐって顕在化するようになる⁶⁰。

4、暫定的結論

「貿易か死か」をモットーとした戦後の日本にとって、EEC が設立されたことは少なからぬ衝撃をもたらしたといえる。EEC は将来的にはアメリカに匹敵するくらいの経済圏になることが予測していた。こうした経済圏が、排他的なものになるのか開放的なものになるのかは日本にとって重要な関心事項となった。そこで、日本としてはできるだけ排他的にならないようにイギリスなど EEC 域外の先進自由主義諸国と提携しながら「牽制」をしていった。他方で、開放的な方向で向かうのであれば、なおさら貿易上の対日差別待遇の撤廃工作进行していく必要性が高まったのである。

また、岸首相は 1957 年というこの時期にやや性急な印象をうけるくらい迅速に「アジア開発基金構想」の提唱に踏み切り、当時の首相の外遊日程としては異常なくらい精力的にアメリカや東南アジア諸国、南アジア諸国、豪州等を歴訪した。この大きな理由は、以上見てきたことを踏まえれば、岸自身の「アジア主義」的志向性によるものでなければ、反吉田的系譜に位置づけられてきた「対米自主外交」の展開の一環でもない。むしろ、軍事力と海外権益を喪失した「戦後」、狭小な国土に過剰な人口を抱える「日本」、すなわち「戦後日本」がいかに「存立繁栄」していくのかということをやげとした「経済外交」の一環として位置づけたほうが実態に即しているであろう。

そして、岸や外務省では EEC が象徴的となった世界経済の地域化という潮流のなかで、日本の経済圏を構築していくことが長期的には重要になると考えていた。そこで、1950 年代初頭から続けられてきた日米経済協力の一環としての対東南アジア経済開発を抜本的に見直すような「アジア開発基金構想」を提示した。この構想には、将来的にアジア経済圏をつくるという目的が含まれていたのである。以上みてきたように、EEC の存在は、日本の東南アジア政策の形成に影響を与えた一要因であると言える。

⁶⁰ 本論の主題、また紙幅の関係もあり詳細は別稿にて議論するつもりである。